

なかお事務所 ダイジェスト!

社会保険労務士事務所 なかお事務所報

2013. 3月号

○今月の特集

4月1日からの主な法改正

○今月の数字

<9.94%と9.97%>

ごあいさつ

なかお事務所の代表をしております、
特定社会保険労務士の中尾です。



3月は年度末ですね。
会社の決算だけでなく、国の多くの機関で4月～3月で動いています。

許認可、入札などの制度や各種ルールの変更なども
気を付けなければいけない時期でもあります。

労務管理的には、今年は特集に組んであるように
法改正も多くありますのでご注意ください。



○ちょっと一服

さかなコーナー

山女魚

「まさに溪流の女王です」

※ 顧問先さまには、より詳しい内容の
事務所報をお送りしています。

4月1日からの主な法改正

★ 4月1日からの主な法改正は

- 労働契約法の改正
- 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律
- 障害者雇用率の改定

の3つがあります。また、いくつかの助成金が廃止となります。

★ 労働契約法の改正

① 有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換

「有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合」+「労働者の申込みにより」⇒無期労働契約に転換させる義務

② 有期労働契約の更新等(「雇止め法理」の法定化)(の明確化)

※平成24年8月10日公布と同時に施行されています。

いままで、裁判での判例により個別に有期労働契約者の雇止めなどに対応していましたが、その中で最高裁判決を基準に明確にルール化を図るものです。

③ 期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止(差別的待遇の禁止)

簡単に言うと、「同じ仕事をしているのに、契約期間がある(有期契約労働者)かないか(正社員など)の差だけで待遇に差を付けてはいけません。」ということです。

★ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律

65歳未満の定年を定めている事業主に対して、65歳までの雇用を確保するため、次のいずれかの措置(高年齢者雇用確保措置)を導入する義務のうち下記②の**基準を定めて継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止**。

★ 障害者雇用率制度(法定雇用率が引き上げ)

平成25年4月1日から障害者の法定雇用率が引上げになり、**民間企業では現行1.8%から2.0%**に変わります。

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります(障害者雇用率制度 ※)。いままで障害者を雇用しなければならない会社は従業員56人以上でしたが、**この改正で従業員50人以上の会社は1人以上の障害者を雇用する義務が生じます**。

(法定雇用率2.0%だと、従業員50人に対して1人の雇用義務となるため。<50人の2.0%=1人>)

★ 平成25年3月末をもって廃止を予定する主な助成金。

法改正や現行制度と合致しているかなどを勘案し廃止が決定されました。

- 高年齢者労働移動受入企業助成金(※)
- 実習型試行雇用奨励金
- 両立支援助成金
(中小企業子育て支援助成金部分)
- 成長分野等人材育成支援事業
(本体・移籍特例・県外高度訓練分)
- 3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金
- 高年齢者職域拡大等助成金
- 受給資格者創業支援助成金
- 均衡待遇・正社員化推進奨励金
- 中小企業基盤人材確保助成金
- 3年以内既卒者トライアル雇用奨励金
- 派遣労働者雇用安定化特別奨励金

※ 高年齢者雇用安定助成金は、高年齢者労働移動支援コースに移行され、平成25年度予算が成立した後に廃止予定です。

ただし、現存する問題に合わせた形で新規に設立する助成金もありますので、発表になったらご報告したいと思います。

法改正などのご質問やご相談は、当事務所までお気軽にご連絡くださいませ。

今月の数字 <9.94% と 9.97% >

この数字は埼玉と東京における平成25年度の健康保険料率です。

国の予算編成の遅れから、平成25年度の保険料率の決定も遅れておりましたが、全国健康保険協会は各都道府県ともに現在の**健康保険料率を据置く**こととなりました。

(介護保険料率も同様に据え置かれます。)

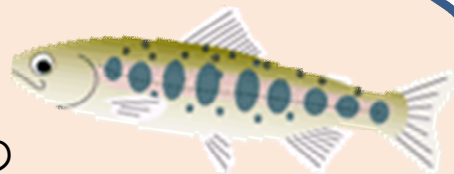
健康保険・介護保険料率は、この据え置かれた保険率が来年3月分(4月納付分)までとなります。今度の社会保険における今度の改定は、9月(10月納付分)の厚生年金保険料の改定です。健康保険と厚生年金の同時改定だと上げ幅が大きくなるので、見てくれを考えて年2回にしている気がします。なんかズルい気がしますね。

今回の保険料据え置き背景として、昨年まで3年連続で健康保険料率が引上げをしており、平成24年度の健康保険料率は全国平均10%になっていることもあり、これ以上の引上げは難しいとの各方面からの意見も後押しとなり据え置きとなったようです。

通常2月中旬には新しい保険料率が発表されるのに今年は遅いので審議が揉めていることは明らかで、『何かあるのか?』とは思っていましたが、まさか「保険料率の据え置き」とは、正直ビックリしました。ただし、厳しい医療保険の財政状況であることは変わらず、保険料率引上げの流れは変わらないと思われま

ちょっと一息さかなコーナー

3月ですね。3月は多くの河川で
渓流の解禁月なんです。
ヤマメはイワナと並んで、渓流釣りの
代表格です。



ヤマメは鮭の仲間です。渓流域から本流上流域に棲んでいて、流れてくる水生昆虫やカゲロウ、小魚を食べています。

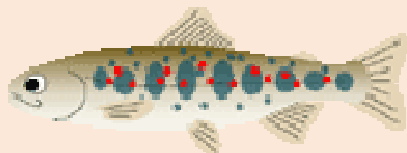
その姿は「渓流の女王」と呼ばれるくらいキレイで、青い小判型のパーマークと言われる斑点が特徴的です。

ヤマメの中には海に下るものもいます(降海型)。海に行くヤマメは海水に負けないよう銀色の硬い鱗を纏います。これを“銀化”なんていいます。この降海型のヤマメを「サクラマス」というんです。大ききものになると70センチを超えるものもいます。

もともとヤマメはみんな降海型だったのですが、地殻変動で内陸に閉じ込められたものが今のヤマメになったと言われていま

その分布は日本アルプスを境に東日本はヤマメ西日本はアマゴと分かります。

食べるのには塩焼がイチバンでしょう。甘露煮も美味しいですよ。



赤い斑点(朱点)があるのがアマゴ



赤い斑点(朱点)が無いのがヤマメ

編集後記

朝の散歩をしていたらメジロを見ました。
淡い日差しの中、つぼみを付けた梅の木に止まっているメジロの姿。

とても絵になる感じでまたThe日本!という絵でもありました。

そんな風景の中にいると「春だな～」と思います。

みなさんはどんな時に春を感じますか?

(平成25年3月号)



なかお事務所
特定社会保険労務士・行政書士
代表 中尾 宏昭

埼玉県志木市本町5-13-28
和智ビル603

メール: info@nakao-jimusho.com
H P : <http://nakao-jimusho.com>
T E L : 048-476-5753